

～インボイスの登録は検討されましたか？～

インボイス制度登録申請会開催のご案内

令和5年10月1日から

[適格請求書等保存方式(インボイス制度)]が
導入されます。

※適格請求書(インボイス)は登録事業者のみ
交付することができます。

インボイスを交付する事業者となるには
事前に登録申請が必要です！

【インボイスの登録が決まっている会員さん向け】に下記要領で登録申請会を
開催致します。完全予約制で実施しますので、ご都合の良い日時をお電話にて
お申込み下さい。☎0596-26-0016

- 日時 6月26日(月)～6月30日(金) <<完全予約制>>
①13:00～ ②13:30～ ③14:00～ ④14:30～ ⑤15:00～ ⑥15:30～ ⑦16:00～
※予約の際、ご希望の時間①～⑦をお伝えください。
- 内容 インボイスの登録が決まっている会員さん向けに、申請のサポートを
させていただきます。
※制度を詳しく知りたい等のご相談でも可。
- 持ち物 マイナンバーカード、過去の決算書及び申告書の綴り(青いファイル)
- 場所 伊勢青色申告会 事務所
- 注意事項 ・免税事業者が登録すると、消費税の課税事業者となり、消費税の申告が
必要になります。
・令和5年10月1日から登録を受けるためには、令和5年9月30日までに
登録申請書を提出する必要があります。
・予約時間は厳守をお願いします。

〒516-0037伊勢市岩渕1-7-17 伊勢商工会議所内2F

伊勢青色申告会

☎0596-26-0016